

情介発第 5537 号

令和元年 9 月 18 日

各保険医療機関開設者 様

佐賀県国民健康保険団体連合会

事務局長 今泉 寛

(公印省略)

主治医意見書作成費における消費税率の取扱いについて (通知)

このことについて、令和元年 10 月からの消費税率の引上げに伴う主治医意見書作成費の取扱いを別紙のとおり取り纏めましたので、請求の際に御留意くださるようお願いいたします。

担当

情報・介護課 介護保険係

TEL : 0952-26-4302

FAX : 0952-26-6123

(別紙)

令和元年9月までに作成した主治医意見書作成費における 消費税率の取扱いについて

令和元年9月までに作成した主治医意見書における令和元年10月以降に国保連合会に請求する際の消費税率について、納税者（医師）の判断により、①主治医意見書を作成するとき（R1.9月以前であるので8%）、②国保連合会に請求するとき（R1.10月以降であるので10%）、のいずれの消費税率を適用してもよいとの見解が厚労省から示されました。

これにより、次のとおり取り扱います。

- 1 令和元年10月以降に請求する令和元年9月までに作成した主治医意見書の対価（消費税込み。）は、次表のとおりとなります。

	在宅	施設
新規申請者	5,400円または 5,500円	4,320円または 4,400円
継続申請者	4,320円または 4,400円	3,240円または 3,300円

※ 消費税率の適用について、納税者A医師は8%、納税者B医師は10%とすることは認められます。しかし、A医師が患者X分は8%、患者Y分は10%とすることは認められません。

※ 令和元年10月以降に作成した主治医意見書の対価にかかる消費税率は10%となります。